

議案第六十六号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称並びに指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(一) 港区立大平台みなと荘

富士急グループJV

山梨県富士吉田市新西原五丁目六番一号ハイランドリゾート株式会社内

(二) 港区立商工会館

株式会社アクト・テクニカルサポート

東京都港区赤坂四丁目一番三十三号

(三) 港区立区民斎場やすらぎ会館

港区葬祭業組合

東京都港区南青山二丁目十八番二号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(説明)

現行の指定管理者による管理運営を一年間延長するため、大平台みなと荘等の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。